

静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例及び関連する規則の概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」のいわゆる「第1次一括法」が平成23年5月2日に、また同8月30日には「第2次一括法」が公布された。この第1次一括法及び第2次一括法の施行に伴い、道路法等が改正され、地方公共団体は、改正法施行までに、これまで国が定めていた道路の構造の技術的基準等の各種基準を、各地方公共団体の条例に定めることとなった。

これを受けて、静岡県は「静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例」とこれに関連する規則を平成24年3月に定めた。平成24年4月1日から施行する。

1 条例に規定する内容

- (1) 県道の構造の技術的基準
- (2) 県道に設ける道路標識の寸法
- (3) 自動車専用道路と道路等との交差の方式で、立体交差とすることを要しない場合
- (4) 移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準
- (5) 道路技術審議会を設置

※ (1),(2),(4)は国で定める基準を参酌した上で県の独自基準を検討、(5)は県の独自規定

2 条例と規則の構成（施行日はともに平成24年4月1日）

条例には原則的な事項を記載し、基準の詳細内容は（上記(3)を除き）規則で定める。

条例（総則、各種基準の原則と規則への委任、審議会の位置付け）

- ① 県道の構造の技術的基準を定める規則（幅員、線形など）
- ② 県道に設ける道路標識の寸法を定める規則（寸法や文字の大きさ）
- ③ 移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則（歩道に関する基準など）
- ④ 道路技術審議会規則

○ 県の独自基準

【県道の構造の技術的基準】

（第22条、第25条、第26条関係）

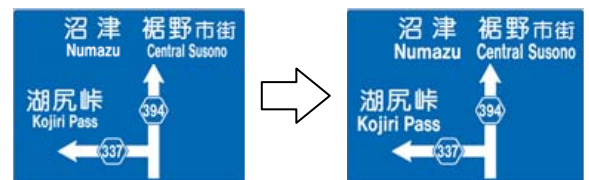
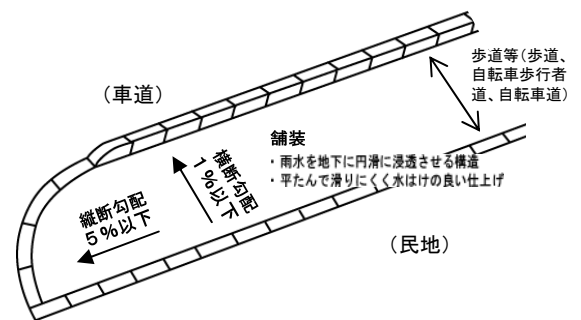
- ・ 高齢者、障害者など道路利用者の円滑な移動を確保するため、道路移動等円滑化基準※における考え方を適用し、歩道等の縦断勾配、舗装、横断勾配の基準を定める。
（ただし、地形の状況等の特別な理由によりやむを得ない場合を除く。）

【県道に設ける道路標識の寸法】

（第3条別表関係）

- ・ 道路利用者の国際化に対応し、道路標識の視認性及び判読性を向上させるため、道路標識の文字（ローマ字）の大きさを文字（漢字、かな）の大きさの65%の値へ拡大する。

※ 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準



○ 道路技術審議会の設置

規定する技術的基準について調査審議するとともに、技術基準及びこれに関し必要と認める事項について、知事に意見を述べることができる機関として「静岡県道路技術審議会」を条例に規定する。